

浜松市立中央図書館郷土資料解読員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立中央図書館郷土資料解読員（以下「郷土資料解読員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、郷土資料解読員とは、浜松市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）が行う郷土資料収集において専門的知識を有し、図書館サービスの安定のため郷土資料を分かりやすく分析、又は整理し図書館利用者へのサービスを充実させる職務を行う者をいう。

(職務)

第3条 郷土資料解読員の職務は、次の各号に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 郷土資料室において収集した資料の、検索カード並びに目録の作成
- (2) 郷土資料の収集・整理保存業務の補助・助言
- (3) その他

(秘密の保持)

第4条 郷土資料解読員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱)

第5条 郷土資料解読員は、第2条に規定する者に、中央図書館長が委嘱する。

2 郷土資料解読員は、浜松市職員の身分を有しない。

(委嘱期間)

第6条 郷土資料解読員の委嘱期間は1年とする。ただし、第7条の規定により当該期間の中途に解嘱された場合における後任の郷土資料解読員の委嘱期間は、前任者の残余期間とする。

2 郷土資料解読員は再委嘱することができる。

(解嘱)

第7条 中央図書館長は、心身の故障その他特別の理由があると認めるときは、郷土資料解読員を解嘱することができる。

(謝礼)

第8条 中央図書館長は、郷土資料解読員に対し、別に定めるところにより謝礼を支払うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。